

11. ユーティリティー

ユーティリティーは、関係機関等との協議により、電気、水道、下水道、ガス及び電話について使用契約することを基本とし、関係各機関及び印西市担当課と協議し検討することとしている。

電気は、本検討による発電可能量の試算による売電を考慮するところであるが、送受電のいずれかが2,000kWを超える場合の送受電方式は特別高圧電力となる。

ただし、特別高圧電力とする場合は、電力会社との協議により鉄塔等設備の高額な工事負担が生じるほか、鉄塔設置に伴う景観阻害、また、鉄塔用地確保を含め、工事に要する期間の不確定要素があり、平成40年度稼働への影響が大きいため、送受電が2,000kW未満の高圧電力による送受電方式によるものとして、料金及び引き込みについて、今後、電力会社と協議を行う。